

## 議第73号 呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」といいます。）の一部改正に伴う規定の整備をするとともに、地方公共団体の印鑑登録事務に係る国の技術的助言の見直しを踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

### 2 条例改正に係る令等の改正の概要

#### (1) 令の一部改正

社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくするための累次の閣議決定等を踏まえ、令の一部改正がされ、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載又は記録を求められることができることとされました（令和元年11月5日施行）。

#### ※旧氏とは

その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいいます。

#### (2) 地方公共団体の印鑑登録事務に係る国の技術的助言の見直し

令の一部改正を受け、地方公共団体の行う印鑑登録事務に係る国の技術的助言である「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知。以下「要領」といいます。）が改正され、住民票に旧氏の記載又は記録がされている者については、当該旧氏を表した印鑑等の登録を受けることができるなどの見直しがされました。

### 3 条例の改正内容

要領の一部改正に伴い、住民票に旧氏の記録がされている者が、当該旧氏を表した印鑑等の登録を受けることができるようにすること、当該旧氏に変更があった場合に、当該登録に係る印鑑登録原票を削除すること等の規定の整備をします。

### 4 施行期日

令和元年11月5日